

サムライガーデン等を活用した周遊観光促進事業委託業務 仕様書

1 概要

本県を代表するテーマ観光である「武将」「サムライ」は男性の中・高年齢層にファンが偏在し、女性や若年層の関心を惹起することが課題である。

そこで、四季折々の花々や夜間イベント、坐禅・写経体験など、「写真映えするコンテンツ」が豊富な「武将等にゆかりがある庭園（以下、「サムライガーデン」）」を活用したデジタルフォトコンテストを既存の「あいちの歴史観光推進協議会」の事業として実施する。

なお、この事業の実施にあたり、名古屋大学大学院・浦田真由研究室と連携することにより、女性や若年層の支持を集めそうな「映えスポット」（仮称）を構築するとともに、デジタルフォトコンテスト応募作品にまつわる投稿内容等の分析の高度化を図り、次年度以降の施策立案に資することとする。

2 業務内容

（１） 参画庭園の募集

県内の庭園関係者等を対象に本事業に関する説明会を開催し、参画する庭園を募ること。

（２） 「映えスポット」の構築

（１）で募った庭園の中から、「映えスポット」の構築を希望する庭園を募集し、４か所の選定を行い、撮影対象の魅力に加えて一工夫を施し、「映えスポット」としての完成度を高めること。

例：寺院の床にアクリル板を敷いて「床紅葉」のリフレクション効果を極大化

被写体を囲むフォトフレームを用意して絵画的効果を演出 等

構築にあたって、名古屋大学大学院・浦田真由研究室の学生とともに、女性・若年層の支持を集めるような工夫をすること。なお、学生の交通費（５人／回×２回程度）については、委託料から支払うこと。また、構築した「映えスポット」の管理は庭園管理者と協力して受託者において行うこと。

（３） Webサイトの構築、運営

デジタルフォトコンテストの概要説明、応募要項、賞品内容、参画庭園の詳細や場所等の紹介、デジタルフォトコンテスト応募作品の掲載をする特設Webサイトを構築、運営すること。

Webサイトの構築・運営に必要となるサーバ等の機器については、受託者において準備する。

（４） デジタルフォトコンテストの開催

県内のサムライガーデンを対象にしたデジタルフォトコンテストを開催すること。

ア デジタルフォトコンテストの開催

本事業に参画する庭園にて撮影された写真、動画作品を、Instagramにて本コンテスト専用のハッシュタグを利用して投稿する形式で募集すること。デジタルフォトコンテストや部門、使用するハッシュタグの名称については、学生とともに考案すること。

フォトコンテストには、「映えスポット部門」（構築した映えスポットの写真を対象）、「一般部門」（その他の庭園を対象）、「周遊部門」（複数庭園を周遊した人が対象）を部門別に募集すること（部門名は仮称）。なお、Instagramに投稿された作品については、

InstagramグラフAPI を用いて収集すること。

フォトコンテストの参加者を募るために、積極的にPRを行うこと。

デジタルフォトコンテストの問い合わせ窓口を設置し、電子メール及び電話による問い合わせに対応できる体制を構築すること。

イ 応募作品の審査

作品募集終了後、学生と共に審査を実施し、入賞作品を決定する。賞は「映えスポット部門」で最優秀賞1点、優秀賞2点、「一般部門」で最優秀賞1点、優秀賞2点、「周遊部門」で周遊賞10点を選定すること。周遊賞は、参画庭園5か所以上の写真を投稿した人の中から抽選で選定すること。

入賞者へは賞品を授与することとし、賞品の準備から発送まで実施すること。なお、受賞者に連絡を取るために応募者のSNSアカウント情報の管理を行うこと。

(5) 投稿内容の分析

コンテスト期間終了後、投稿された写真とテキストについて、学生とともに分析を行い、各庭園の投稿数（定量データ）や、満足度や評価等（定性データ）を測定すること。

また、来訪者の増加及び周遊観光の促進に向け、分析結果をもとにレポートを作成し、協議会と参画庭園にフィードバックを行うこと。

(6) 報告書の作成

(1) から (5) の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

3 業務スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約関係	契約										
参画庭園募集	説明会・募集										
「映えスポット」構築		選定構築	→								
Web サイト構築・運営		構築	運営								→
デジタルフォトコンテスト			開催					→	審査 抽選	賞品 発送	
投稿内容分析									分析	→	フィードバック

※デジタルフォトコンテストの実施時期の表示はイメージ

4 成果物の提出

成 果 物：投稿内容分析結果（紙媒体２部、電子ファイル一式）

報告書（紙媒体２部、電子ファイル一式）

納入期限：２０２６年３月１６日（月）

納入場所：あいちの歴史観光推進協議会事務局（愛知県観光コンベンション局観光振興課）

5 事業実施における留意事項について

- （１） 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントは、全て受託者の責任において行うこと。
- （２） 本事業により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本協議会に移転すること。受託者は、本協議会が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- （３） 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申告を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （４） 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- （５） 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。
- （６） 本協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- （７） 各業務に係る調整、調査、分析、報告書等の一切の経費（交通費、宿泊費、各種データに係る経費等）は全て委託金額に含む。
- （８） 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本協議会が承諾した場合はこの限りではない。
- （９） 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本協議会と協議の上、定めることとする。
- （１０） 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して５年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- （１１） 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。